

第30回企画展 「後北条氏と河越城」

市立博物館 TEL222-5399
9月15日(土)～10月22日(月)

中世、特に後北条氏時代の河越城に焦点を当て、河越城の動向を示す資料やゆかりの人物の資料などを紹介します。

休館日…9月18日(火)・25日(火)・10月1日(月)・9日(火)・15日(月)

開館時間…午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

経費…入館料(一般=200円・大学生・高校生=100円)



右から、絹本着色太田道灌像(複製品)、鉄地八間筋兜

川越城築城550年記念シンポジウム 「戦国時代のかわごえ」

市立博物館 TEL222-5399
10月6日(土)、午前10時～午後4時

第30回企画展「後北条氏と河越城」に合わせ、戦国時代の川越について、研究者を招き、考古学・歴史学の両面からその実像に迫ります。

定員…80人(抽せん)

申し込み…往復ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、9月22日(土)(必着)までに、〒350-0053郭町2丁目30-1・市立博物館

都市計画案の 縦覧を行います

都市計画の種類

- ①「川越都市計画 地区計画
の変更」

- ②「川越都市計画 防火地域

縦覧 及び準防火地域の変更

縦覧期間：9月21日(金)～10月

5日(金)(土・日曜日、祝

日・休日を除く)

縦覧時間：午前8時30分～午

後5時

縦覧場所：都市計画課(本庁 舎五階)

意見書の提出

都市計画の案に対して意見のある方は、縦覧期間内に意見書を提出することができます。

対象：市内在住または利害関係 がある方

意見書の提出先：都市計画課

問い合わせ：都市計画課都市

計画担当・TEL内線3212

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 「川越みんなの健康プラン」から 総合保健センター健康増進担当・TEL229-4121
子どもから高齢者まで、みんなが気軽にからだを動かし、はつらつとした地域を目指します。
- 千代田区で開催される江戸天下祭2007に、脇田町の山車が参加します 観光課観光推進担当・TEL内線2732
9月29日(土)、午後4時～9時ごろ。日比谷公園～丸の内仲通り～皇居前広場。
- 来年3月に大学・短大・専門学校などを卒業予定または卒業後2年以内の方の「求人企業合同面接会」 埼玉県雇用対策協議会・TEL048-647-4185
10月3日(水)、午後1時～4時30分。大宮ソニックシティ(さいたま市)。履歴書を持参し、当日直接会場。
- 出向・移籍・転職を無料で支援します(助産業雇用安定センター・TEL048-642-1121
月～金曜日、午前9時～午後5時。随時。同センター埼玉事務所(さいたま市)。
- 全国一斉無料成年後見相談会 相談専用電話=TEL048-872-8055(当日のみ)
埼玉司法書士会主催。9月17日(祝)、午前10時～午後4時。無料電話相談(ただし、通話料は自己負担)。

埼玉県知事選挙の結果

問い合わせ：選挙管理委員会事務局・TEL内線3713

候補者名（敬称略） 得票数 （ ）内は埼玉県全体

武田信弘 二、三四九票 （五八、八二三票）

当上田きよし 四四、七一八票（一、〇九三、四八〇票）

吉川香子 一六、一五〇票 （三八九、八七五票）

*川越市の有効投票は六三、二二七票。投票率は二四・〇三パーセントでした。

*候補者は、届け出順です。

川越城築城五百五十年記念 ライトアップ事業

川越城の築城五百五十年を記念して、時の鐘・川越城本丸御殿のライトアップを行います。

この機会に、ぜひお立ち寄りください。

日時：9月20日(木)（予定）～12月31日(月)、日没～午後10時

*ただし、十二月三十一日(月)は、翌一月一日(祝)、午前二時まで点灯時間を延長する予定です。

*太田道灌像（市役所本庁舎前）については、八月十七日からライトアップを行っています。

問い合わせ：観光課観光企画担当・TEL内線2731

十月一日(月)から、路上喫煙禁止地区内の喫煙に罰則が適用されます

十月一日(月)から、川越市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、路上喫煙禁止地区内で、市職員が路上喫煙を発見し、注意しても路上喫煙をやめない喫煙者に対して、過料二千円の罰則が適用されます。ただし、路上喫煙を注意され、すぐに喫煙をやめた場合は、過料を科することはありません。これは、条例の主旨などを説明し、理解していただくことで、喫煙マナーの向上を図ることが条例の目的であるためです。

なお、喫煙者の皆さんは、禁止地区内であっても、市が「指定喫煙場所」に指定した箇所（左図の★マーク）川越駅東口のペDESTリアンデッキ上にか所・川越駅西口駅前広場内に一か所）や、施設の管理者が独自に自己の敷地内に設置した喫煙場所では、喫煙することができます。

十月からは、市職員のパトロールに加え、警備会社などに委託したパトロール員による路上喫煙禁止地区内の巡回も開始。路上喫煙者への注意・指導を行います。

このほか、路上喫煙禁止地区には、各商店街などの協力により、路上喫煙禁止地区で

あることを示す路面表示や啓発用ステッカーを設置しています。

なお、条例では、路上喫煙禁止地区以外においても、市内全域の道路・公園など、屋外で一般に開放され、多くの皆さんが行き来したり利用したりしている場所では、タバコを吸わないことや火の付いたタバコを持たないように努める義務が規定されています。

喫煙者の皆さんは、路上喫煙をしないようにして、喫煙マナーの向上に努めるよう、お願いします。

問い合わせ：資源循環推進課
減量リサイクル推進担当・TEL内線2636

